

豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業

優先交渉権者決定基準

令和7年5月20日

豊田市

目次

第 1	総則	1
第 2	参加資格審査	3
第 3	提案審査	4
第 4	優先交渉権者の決定	6

第1 総則

1 優先交渉権者の決定方法

「豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業」(以下「本事業」という。)の実施においては、施設の運営及び維持管理に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、優先交渉権者の決定にあたっては、提案金額のほか、運営及び維持管理の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の観点から総合的に評価を行う公募型プロポーザル方式を採用する。

この「豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業優先交渉権者決定基準」(以下「本決定基準」という。)は、豊田市(以下「市」という。)が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するための基準を示すものである。

2 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

(1) 参加資格審査

応募者の参加資格要件の具備を確認する。

(2) 提案審査

参加資格が認められた応募者の提案書類の内容を審査する。審査は「基礎審査」と「加点審査」から構成される。「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が基礎審査項目を満たしていることを確認する。「加点審査」では、提案価格及び提案内容について総合的に評価する。

3 審査委員会による審査

審査における加点審査は、「豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が実施する。審査委員会は、学識経験者及び市職員で構成され、本決定基準における審査方法及び評価項目に基づいて提案価格及び提案内容の審査を行い、最優秀提案を選定する。

委員は、以下のとおりである。

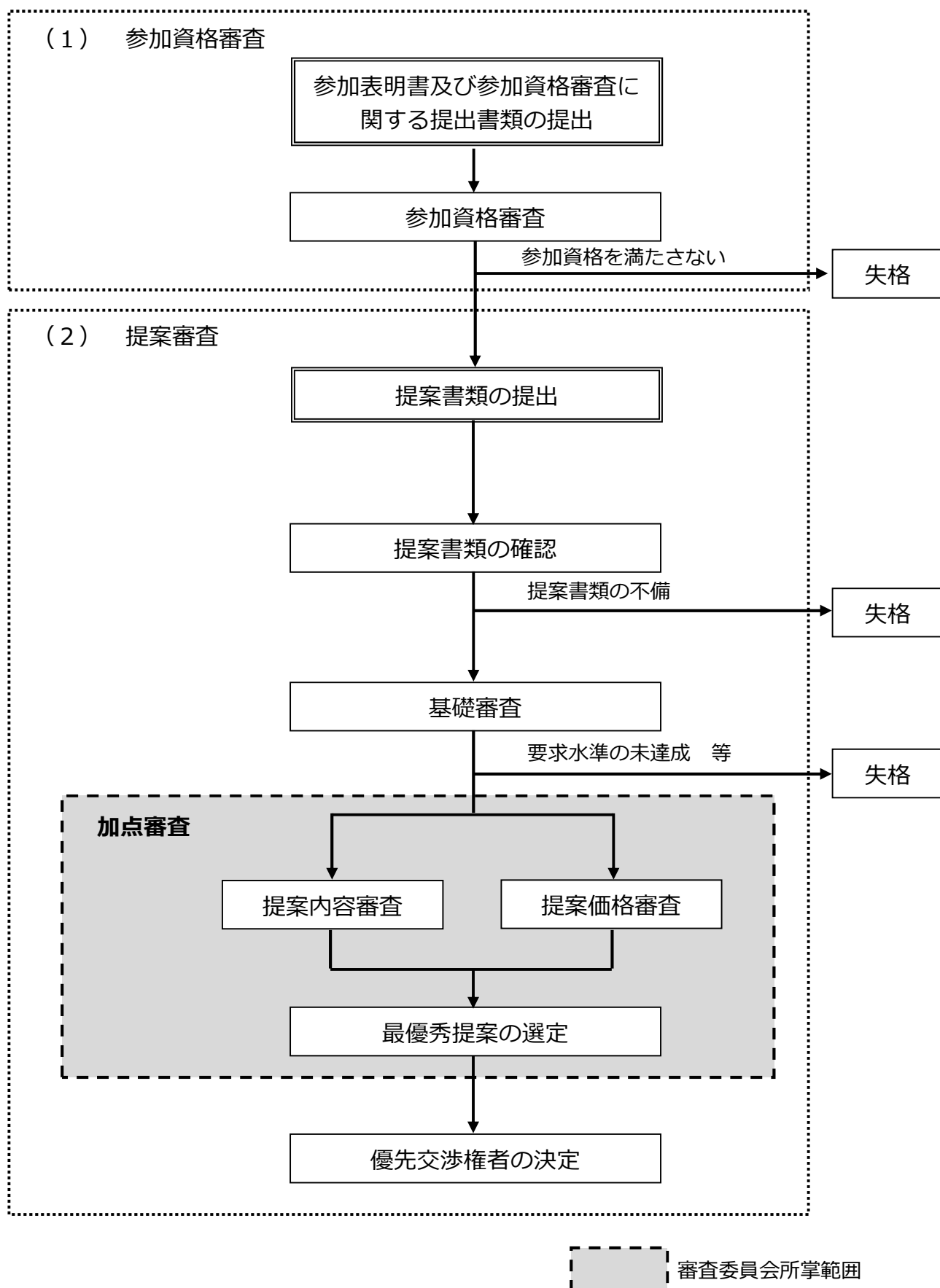
〔敬称略〕

役職	氏名	所属等
委員長	熊谷 明典	豊田市教育委員会 教育部 副部長
委員	高田 尚美	名古屋学芸大学 教授
委員	浜田 敦也	中京大学 講師
委員	加藤 由美子	豊田市 こども・若者部 保育課 副主幹
委員	加藤 世明	豊田市教育委員会 教育部 保健給食課長

4 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案を行ったものを優先交渉権者として決定する。なお、結果については、各応募者へ個別に通知するとともに、保健給食課ホームページにおいて公表する。

5 審査のフロー



第2 参加資格審査

参加資格審査では、応募者から提出される参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類をもとに、応募者が参加資格要件の具備を確認する。市は、募集要項に記載する要件について確認し、確認の結果を応募者の代表企業に対して通知する。なお、参加資格要件の具備を確認できない場合は失格とする。

第3 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案書類について不備がないか、及び提案内容が募集要項等に応示する条件を満たしているか否かを確認する。本審査は市が実施し、すべての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

(1) 提案書類の確認

市は、応募者に求めた提案書類がすべて揃っていることを確認する。提案書類に不備がある場合は、失格とする。

(2) 基礎審査（要求水準の確認）

市は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合は、当該提案書類について加点審査を行う。なお、応募者の提案価格が、市が示す提案上限価格を超えている場合は、失格とする。

基礎審査項目は、次のとおりである。

審査対象	基礎審査項目	対応様式
共通事項	・ 提案書全体について、同一事項に対する2とおり以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。 ・ 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。	様式4～ 様式9
提案価格書	・ 提案価格書に記載された提案価格が、市が示す提案上限価格を超えていないこと。 ・ 提案書類に示された令和7年度の提案価格が、市が示す令和7年度の上限価格を超えていないこと。	様式4-3 様式5-6
運營業務に関する提案	・ 各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。	様式5～ 様式5-7
維持管理業務に関する提案		様式6～ 様式6-5
事業計画に関する提案	・ 各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。 ・ リスク分担に関し、募集要項等で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと。	様式7～ 様式7-3
その他に関する提案	・ 各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。	様式8～ 様式8-1

2 加點審査

加點審査では、審査委員会が提案価格と提案内容について総合的に評価を行う。審査委員会は、総合評価にあたり、価格点を150点満点、提案内容点を各委員70点満点の合計500点満点で評価し、総合評価点の順に順位を決定し、1位の提案を最優秀提案とする。応募者が一者の場合でも、最低基準点に達しない場合は最優秀提案として選定しない。最低基準点は、各採点項目の中間点である総合評価点250点とする。

なお、審査委員会は、審査の過程において各応募者に対しヒアリングを実施する。ヒアリングは令和7年8月4日(木)午後2時30分から5時を予定し、予備日として8月7日(月)を予定している。

時間等、詳細については提案書類受付後に、市から応募者の代表企業に連絡する。

※総合評価点（500点）＝ア（価格点（150点））＋イ（提案内容点（70点）×5人）

（1）価格点の算定方法

価格点の算定方法は、最低価格を提示した提案に満点(150点)を付与する。それ以外の提案価格については、次式に従って得点化する。

なお、得点化の際は小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位までを求める。

$$\text{価格点} = \text{満点の点数} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$

（2）提案内容点の算定方法

応募者からの提案内容を、「別表1 提案内容の評価項目及び配点」に基づき評価結果を加点する。採点基準は下表のとおりである。

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、具体的かつ適切な提案がされている	配点×1.00
B	具体的かつ適切な提案がされている	配点×0.75
C	要求水準を超える適切な提案がされている	配点×0.50
D	要求水準を満たす程度	配点×0.25

第4 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

なお、審査委員会の審査結果により最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の場合）は、提案内容点の点数が高い提案を行った者を優先交渉権者とする。提案内容点の点数も同点の場合は当該提案を行った者によるくじ引きにより優先交渉権者を決定する。

なお、優先交渉権者との交渉により契約締結に至らなかった場合は、市は次点提案を行った次点交渉権者と契約の交渉及び契約締結の手続きを行う。

別表 1 提案内容の評価項目及び配点

1 運営業務に関する事項

No	評価項目	評価の視点	配点
1	運営実施体制	①運営業務の実施にあたり、人員配置の考え方が明確に示されているか。 ②総括責任者や各責任者は、本センターの規模（大量調理場での経験、食数規模等）に見合った実務経験のある人材が配置されているか。 ③その他の人員について適切な人数が配置され、安定して稼働するための具体的な提案がされているか。	10点
2	おいしい給食の提供	①業務改善を継続的に図り、運営業務の品質を確保する工夫が示されているか。 ②おいしい給食の提供にあたり、具体的な取組みが示されているか。 ③設備機器の故障等による給食提供に対する影響を最小限にするため、運営業務の中で可能な工夫について具体的かつ適切な提案がされているか。	4点
3	食の安全確保・衛生管理の徹底	①食中毒や異物混入の防止及び事故後の対策はHACCPの考え方にに基づき提案されているか。 ②アレルギー対応食の安全性確保について、インシデント等過去の実例に基づき提案がされているか。 ③「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」等の各種衛生基準やマニュアルに基づき、衛生管理を適正に行うための具体的かつ適切な提案がされているか。 ④衛生検査の内容、頻度等及び検査の結果不適と認められた際の対応等について、具体的かつ適切な提案がされているか。 ⑤従業員の健康管理・衛生管理、教育・訓練について、適切に計画をしているか。 ⑥学校の配膳業務を考慮した、2時間喫食の確保のための方策を提案しているか。	10点
4	開業準備	①円滑な給食提供開始に向けた準備計画（スケジュール、従業員研修、リハーサル等）について、効率的・効果的な提案がされているか。	3点
5	食育支援業務	①本施設を利用した食育の具体的な提案がされているか。 ②市及び栄養教諭が行う食育事業について、支援内容が具体的に示されているか。	3点

2 維持管理業務に関する事項

No	評価項目	評価の視点	配点
1	維持管理体制	①維持管理業務全般を適切に行える人材の確保についての具体的な提案がされているか。 ②非常時（災害、他センターでの事件・事故 等）における支援体制についての適切な提案がされているか。	4 点
2	保守管理計画	①本施設の状態を踏まえ、点検等の業務内容（項目・頻度・内容等）について、様式6-2②に示す以上の提案があるか。 ②本施設の良い施設水準、衛生管理を保つための具体的な対策について適切な提案がされているか。 ③ライフサイクルコスト（事業契約期間後も含む）縮減について具体的な提案がされているか。	8 点
3	修繕業務	①長期修繕計画書を策定するにあたり、施設の長寿命化を踏まえた合理的な方法の提案があるか。 ②企業のノウハウや合理的な理由に基づく適切な修繕計画を立てるための提案がされているか。 ③市の予算の平準化を図るための予防保全等修繕の協議方法、時期等について、適切な提案がされているか。	6 点
4	事業終了時	①事業終了時における円滑な業務引継ぎについてその方法やスケジュール、体制に対する適切な提案がされているか。 ②事業終了時における、本施設の水準・状態を保つための考え方について具体的に提案されているか。 ③事業終了後における、維持管理のサポート体制について、具体的に提案されているか。	3 点

3 事業計画全般に関する事項

No	評価項目	評価の視点	配点
1	事業実施体制	①代表企業及び各構成企業（協力企業含む、以下同様）の役割及び責任分担、本事業を円滑に実施するための実績・経験など、事業実施体制が優れているか。 ②包括事業として実施するにあたり、構成企業同士の連携による効率的・効果的な事業実施実現のための方策について、具体的な提案がされているか。 ③光熱水費縮減策について、具体的な提案がされているか。 ④セルフモニタリングの方針、体制、内容、頻度等について、具体的に提案がされているか。	6点
2	リスク対応	①適切な収支計画に基づいた事業計画となっているか。 ②長期事業としての不測の資金需要などがある場合の対応について提案がされているか。 ③構成企業の倒産等のリスクについて市が給食提供継続をしていくための具体的な提案がされているか。 （例：SPCの設立、バックアップ企業の確保、構成企業の経営の安定など） ④保険について、事件事故に対応するための効果的な提案がされているか。	4点
3	地域経済・地域社会への配慮や貢献	①市内企業への発注額及び割合が示されているか。 ②地域における雇用促進について具体的な提案（雇用数・雇用条件ほか）がされているか。 ③地元企業の活用（構成企業としての参加有無）や資材等の調達による貢献について具体的な提案されているか。 ④周辺地域への貢献（地域コミュニティとのかかわり方等）について提案がされているか。	6点

4 その他に関する事項

No	評価項目	評価の視点	配点
1	独自提案	①上記評価の視点以外で、本事業実施に有益な提案があるか。（例：調理場由来の廃棄物（食品残滓等）の削減策、食育に関する企画等の提案 等）	3点